

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の保険料の納め方をお知らせします

4月1日から、75歳以上の方と、65歳から74歳までで障害認定を受けた方を対象に、後期高齢者医療制度（長寿医療制度）が始まりました。

この制度の保険料は、4月に支給された年金から特別徴収（天引き）で納めていただいておりますが、社会保険などの被用者保険（※1参照）に加入されていた方や4月2日以降にこの制度に加入された方は、9月分までを納付書で納めていただき、10月分以降を特別徴収で納めていただくよう手続きを進めています。

また、平成19年分の所得で計算した平成20年度の保険料をお知らせするため、7月にすべての方へ『保険料額決定通知書』を送付します。

保険料の納め方

保険料は、制度加入者一人一人が納めることになっており、原則として、2カ月に一度支給される年金から、2カ月分の保険料が差し引かれます。

ただし、年金の受給年額が18万円未満の方や、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、差し引き対象となる年金（介護保険料が引かれている年金）の受給額の半分を超える方は、市から送付される納付書、または口座振替で納めていただきます。

通称が『長寿医療制度』になりました

厚生労働省は、制度を身近で親しみやすいものにするため、通称を『長寿医療制度』にしました。

なお、正式名称は、『後期高齢者医療制度』です。

※1：被用者保険とは

政府管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません。

すでに年金から差し引かれている方

☆これからも年金からお支払いいただきます。

まだ年金から差し引かれていない方

①年金の受給年額が18万円未満の方
②介護保険料との合計額が、差し引きの対象となる年金受給額の半分を超える方
☆納付書または口座振替で納めていただきます。

③被用者保険の被保険者（本人）だった方
☆4月から9月までの保険料は、納付書または口座振替で納めていただき、それ以降は10月に支給される年金から差し引きが始まります。
☆①または②に該当する方は、納付書または口座振替で納めていただきます。

④被用者保険の被扶養者だった方
☆4月から9月までの保険料はかかりません。それ以降は10月に支給される年金から差し引きが始まります。
※被扶養者であったことの確認に時間を要するため、いったん保険料を納めていただくことがあります。確認後にお返しします。
☆①または②に該当する方は、納付書または口座振替で納めていただきます。

4月2日以降に加入した方

☆年金からの差し引きが始まるまでは、納付書または口座振替で納めていただきます。
※加入時期によって、年金からの差し引きの開始時期が異なります。
☆①または②に該当する方は、納付書または口座振替で納めていただきます。

問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合（☎011-290-5601）
市国保・年金グループ（☎052-137）